

第二世代全民健康保險（二代健保）

2013 年 1 月 1 日以降、一般の全民健康保険料とは別に、雇用主（被保険単位）は特定の種類の所得を支払う際、新たな保険料を源泉徴収する義務があります。この保険料は「補充保険料」と呼ばれ、規定に基づいて衛生福利部中央健康保険署（以下「健保署」という）に納付しなければなりません。

制度の紹介

「全民健康保険制度」は強制的な制度であり、台湾に居住する中華民国国民、ならびに合法的な居留證件（例：外国人居留証 ARC）を持ち台湾に居住する外国人が適用対象となります。財務的な圧力、人口の高齢化、医療技術の進歩、健保給付項目の増加といった要因から、台湾政府は健保制度にさらなる財源を調達する必要があり、そのため、行政院は「第二世代全民健康保険制度」（以下「二代健保」といいます）を公布し、2013 年 1 月 1 日より施行しています。

り、従業員の補充保険料をあらかじめ差し引いて健保署に納めなければなりません。

従業員補充保険料 = （下表「二代健保計算範囲に属する金額」） × 補充保険料率（2.11%）

1. 補充保険料の計算

1.1 雇用主（被保険単位）の補充保険料負担：

雇用主が負担する補充保険料は、次の公式によって計算されます。

雇用主補充保険料 = （当月に属する税務類別 50／79A／79B の給付給与総額 - 当月に費率に基づき健保署へ申告した全従業員の投保金額総額） × 補充保険料率（2.11%）

1.2 個人納付

2013 年 1 月 1 日以降、二代健保では個人が負担する部分についても源泉徴収制度が導入されました。

そのため、雇用主が従業員などに次の 6 項目の所得を支払う場合、雇用主自身が「源泉徴収義務者」とな

所得類別	定義説明	所得税類別	下限 ¹	控除上限 ²
年間累計で当月 投保金額（健康 保険料算定基準 額）の 4 倍を超 える部分の賞与 所得	被保険者の給与所得のうち、投保金額計算に含まれない奨励性質の給付（例：年終賞与、節日手当、ボーナス等）で、累計が当月投保金額の 4 倍を超える部分である。	50、79A、 79B	無	従業員が受け取る賞与の年間累計が当月の投保金額の 4 倍を超えた場合、その超過部分に補充保険料がかかります。ただし、一回の支給につき対象額の上限は新台幣ドル 1,000 万元とする。
兼職による所得	自社で健保に加入していない兼職スタッフに支払う給与所得	50、79A、 79B	一度の給付額が基本月給に達する場合（2025 年は 28,590 元）	一度の給付で補充保険料の対象額は 1,000 万元まで
請負業務による 所得	専門的労務の提供者に対して支払われる業務執行収入であり、必要経費を控除しないもの	9A、9B	一度の給付額が 20,000 元以上となる場合	一度の給付で補充保険料の対象額は 1,000 万元まで
株主配当による 所得	株主への配当総額	54、71G	1. 雇用主または自営業主として健保に加入している場合：その人の投保金額にすでに算入されている部分を超えて、一度の配当額が 20,000 元以上となる場合 2. 雇用主または自営業主として健保に加入していない場合：1 回の配当額が 20,000 元以上となる場合	1. 雇用主や自営業主として健保に加入している場合：投保金額に算入されていない超過部分については、一度の配当につき最大で 1,000 万元までが補充保険料の対象。 2. 雇用主や自営業主として健保に加入していない場合：1 回の配当について、最大で 1,000 万元までが対象。
利息による所得	国債、社債、金融債券、各種短期票券、預金およびその他貸付金の利息	5A、5B、 5C、52、 73G、	一度の支払い額が 20,000 元以上となる場合。	一度の支払いについては、金額の上限は 1,000 万元までとする。
賃貸収入による 所得	個人に支払われる家賃で、減価償却や修繕費などの必要な費用を差し引かない金額	51、74G	一度の支払い額が 20,000 元以上となる場合。	一度の支払いについては、金額の上限は 1,000 万元までとする。

¹ 所得が下限に達した場合、当該所得全額が補充保険料計算の基礎に算入されます。

² 所得が控除上限を超える場合、補充保険料は上限金額に基づき計算されます。

2. 源泉徴収免除対象

次に掲げる者は、補充保険料の源泉徴収を免除されます。

源泉徴収免除対象	免除される所得項目	証明書類
全民健康保険の資格を有しない者、またはその資格を喪失した者 第五類被保険者 低所得世帯	上述 6 項目の所得（または収入）の全額	資格を有しない者は源泉徴収義務者に通知し、義務者は健保署に確認を行うこととされています。 社会行政機関が認定した有効期間内の低所得世帯証明書
第二類被保険者 特定の雇用主を有しない職業工会会員または自営業者、外国籍船舶に勤務し全国船員工会または船長協会に加入する船員	正常な投保単位以外からの給与所得	保険料納付証明書または職業工会の在保証明
専門職業または技術人員として自営する者、または職業工会で投保する者（業務所得を投保金額とする場合）	請負業務所得	所得給付期間において： 1. 専門職業・技術人員として健保に加入している場合：投保単位の在保証明。 2. 工会で投保している場合：職業工会の在保証明または納付証明。
中低所得世帯	一回の支払いが基本賃金に満たない場合、次の所得は補充保険料の対象外となる。 1. 請負業務による報酬 2. 配当所得 3. 利息所得 4. 賃貸収入	社会行政機関が認定した有効期間内の中低所得世帯証明書
全民健康保険法第 100 条に定める生活困窮者		保険者が発行した有効期限内の生活困窮者証明書（同法の認定基準に適合することが必要）
中低所得高齢者		所得給付期間において、社会行政機関が発行した資格審査決定通知書
身体障害者または精神障害者で生活保護受給者		
生活保護を受給する保護対象の児童および少年		
特殊な境遇にある家庭の為扶助を受ける者		

3. 保険料納付方法及び期限

雇用主（または源泉徴収義務人）は、定められた期限までに保険料を納付しなければなりません。

期限を過ぎて未納となった場合は、猶予期間 15 日が満了した翌日から、未納金額に対して 1 日 0.1% の延滞金が課され、全額納付または延滞金の累積が納付額の 15% に達するまで継続します。

3.1 一般保険料

健保署は翌月 25 日までに、直接雇用主に当月分の保険料納付通知書を送付することとなっている。雇用主は当月末まで、または納付期限から 15 日以内の猶予期間内に納付を完了しなければならない。

例：1 月分の納付通知書は 2 月 25 日までに発送され、納付期限は 2 月末日、猶予期間は 3 月 15 日まで。

3.2 補充保険料

雇用主（または補充保険料源泉徴収義務人）が保険料を納付する場合、全民健康保険ソフトウェアまたは健保署ウェブサイト

(<https://eservice.nhi.gov.tw/2nd/>) を通じて補充保険料納付書をダウンロードし、印刷する必要がある。一部の所得類別を除き、大部分の補充保険料は、給付した月の翌月末まで（6 項目の所得類別に対するもの）、または納付期限から 15 日以内の猶予期間内に納付を完了しなければなりません。

信託財産から生じた配当、利息および賃貸収入については、翌年 1 月末までに一括して納付することができます。

補充保険料納付書は、次の二種類に分かれます。

1. 雇用主が納付する補充保険料
2. 所得人（従業員を含む）が 6 項目の所得に基づき納付する。

不足納付がある場合、源泉徴収義務人（すなわち雇用主）は、納付書に基づき不足額を追納する必要があります。

また、超過納付がある場合は、源泉徴収義務人は健保署に還付を申請することができ、または超過納付額を今後の保険料に充当することができます。

4. 補充保険料申告方法及び期限

補充保険料源泉徴収義務人（すなわち雇用主）は、翌年 1 月 31 日までに健保署に補充保険料源泉徴収の申告を完了しなければなりません。

当年 1 月に連続して 3 日以上 の 国 定 休 日 が あ る 場 合、申告期限は 2 月 5 日まで延長することができます。

申告方法：

1. 手動申告：申告表には会社の印章を押印して提出しなければなりません。
2. 光ディスク（CD/DVD）による電子申告：申告件数が 6 万件以上の場合に推奨される。申告資料とともに光ディスクを提出し、申告表には会社の印章を押印しなければなりません。健保署が処理を行った後、申告結果は電子メールにより源泉徴収義務人に通知されます。
3. オンライン申告は以下の三つの方法により行うことができます：
 - (1) 憑証方式（CA） 經濟部憑証管理センター（MOEACA）が発行する工商憑証、または内政部憑証管理センター（MOICA）が発行する自然人憑証を使用する方法です。この方法は、オンライン申告権限が承認された雇用主にのみ適用されます。
 - (2) 免憑証方式 源泉徴収義務人が健保署ウェブサイトにおいて直接申告資料を提出する方法です。申告結果は翌営業日に指定された電子メールアドレスに送付されます。
 - (3) 健保カード方式 源泉徴収義務人が健保カードを使用して健保署ウェブサイトにおいて申告を行う方法です。申告結果は翌営業日に指定された電子メールアドレスに送付されます。

個人所得受領者（従業員を含む）に対する各種所得給付は、給付日が異なる場合、それぞれ分けて申告しなければなりません。

例：兼職従業員が 12 回にわたり同一雇用主から基本月給（2025 年は 28,590 元）を超える兼職所得を受け取った場合、雇用主は健保申告に 12 件の資料を記録しなければなりません。

同一の給付日に異なる所得類別がある場合も、逐一別々に申告しなければなりません。

ただし、営利事業が解散・廃業・合併または所有権移転した場合、あるいは機関・団体が停業または変更した場合、関連する補充保険料源泉徴収義務人（すなわち雇用主）は 10 日以内に申告を完了しなければなりません。

5. 補充保険料の源泉徴収証明

個人が補充保険料の源泉徴収証明を必要とする場合、源泉徴収義務人に申請することができます。

この証明は通常、翌年 5 月までに発行され、個人の総合所得税の控除証憑として使用することができます。

6. 代理人

毎月、以下の表を記入して代理人に渡し、全民健康保険補充保険料の申告および納付に関する事務処理を委託してください。

所得類別	当月の投保金額	受益人の身分証コピー添付
従業員に対して累計賞与が当月投保金額の 4 倍を超える部分の賞与（給与が GT アウトソーシングで処理される場合は、この欄の記入は不要）		
兼職所得（兼職人員への給付所得を含む）		
専門請負業務提供者への給付所得		
株主への配当		
個人への利息		
個人への賃貸料		

投保期間：_____

連絡先



羅裕傑 所長

Jay Lo

Managing Partner

T +886 2 2789-0887 ext 1314

E jay.lo@tw.gt.com



曾回依 協理

Lita Tseng

Director

T +886 2 2789-0887 ext 1209

E lita.tseng@tw.gt.com



横山 憲夫

Japan Desk 代表

日本公認会計士

T +886 2 2789-0887 ext 1355

E norio.yokoyama@tw.gt.com

www.grantthornton.tw